

平成19年に所得が減って 所得税が課されなくなったかたへ

税源移譲は住民税を増額し、所得税を減額するしくみです。ところが、平成18年中に退職するなどして、平成19年中には所得が発生しない方については、税源移譲時による所得税の減額が受けられず、住民税だけ増額となってしまいます。

このような場合に平成19年度の住民税を税源移譲前の水準に減額し、個人への税負担額が変わらないようにする経過措置があります。

【対象となるかた】

次の2つの条件を満たすかた

- ①平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く) > 所得税との人的控除額の差の合計額
- ②平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む) ≤ 所得税との人的控除額の差の合計額

※申告分離課税所得

土地、株式の譲渡による所得など、他の所得とは分離して税額計算を行うような所得のこと

◆例 夫婦2人世帯で給与収入500万円の場合

	平成18年度 (税源移譲前)	平成19年度 (税源移譲後)
所得税	220,000円	122,500円
住民税	130,000円	227,500円
合計	350,000円	350,000円



平成19年の収入が減少した場合

	税源移譲前	税源移譲後	差額
所得税	0円	0円	0円
住民税	130,000円	227,500円	97,500円
合計	130,000円	227,500円	97,500円

申告すると差額の97,500円が還付されます！

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

※寄付金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

【申告のしかた】

経過措置を受けるには、平成20年7月1日から7月31日までの間に平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村(税務担当課)へ減額申告書を提出する必要があります。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線131

【参考】住民税と所得税の人的控除差額表

人的控除	所得税	所得税	住民税	差額
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
寡婦控除	一般寡婦	27万円	26万円	1万円
	特別寡婦	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
同居特別障害者加算		35万円	23万円	12万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円

人的控除	所得税	所得税	住民税	差額
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が38万円超で40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の合計所得金額が40万円超で45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養(下記以外)	38万円	33万円	5万円
	特定扶養(16~22歳)	63万円	45万円	18万円
	老人扶養(70歳以上)	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円